

東北電原設第 11 号  
令和 3 年 12 月 10 日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣  
萩生田 光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号  
東北電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
樋口 康二郎

工事計画届出書の一部補正について

令和 3 年 11 月 24 日付け東北電原設第 7 号をもって届出しました工事計画届出書について、別紙のとおり一部補正いたします。

別 紙

## 目 次

1. 工事計画届出書の補正項目を記載した書類
2. 補正を必要とする理由を記載した書類
3. 補正前後比較表
4. 補正内容を反映した書類

## 1. 工事計画届出書の補正項目を記載した書類

補正項目

補正項目は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
届出範囲	「3. 補正前後比較表」による。
IV 核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類	「3. 補正前後比較表」による。

## 2. 補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

令和3年11月24日付け東北電原設第7号にて届出した工事計画届出書に添付している「IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類」について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の規定に基づき認可の申請をした設計及び工事の計画を一部補正することに伴い、その発信年月日及び発信番号を反映する。また、「届出範囲」について、記載の適正化を行うため補正する。

### 3. 補正前後比較表

女川原子力発電所第2号機 工事計画届出書の一部補正 補正前後比較表  
【届出範囲】

	変 更 前	変 更 後	備 考
O 2 電 R O	<p style="text-align: center;">届出範囲</p> <p>今回の届出範囲は、女川原子力発電所第2号機の次の部分であります。</p> <p>(一) 原子力設備</p> <p>2 原子炉冷却系統設備</p> <p>2.5 残留熱除去設備</p> <p>2.5.1 残留熱除去系</p> <p>(4) 主要弁</p> <p>2.7 原子炉冷却材補給設備</p> <p>2.7.1 補給水系</p> <p>(5) 主配管</p> <p>3 計測制御系統設備</p> <p>3.8 制御用空気設備</p> <p>3.8.1 高圧窒素ガス供給系</p> <p>(4) 主配管</p> <p>4 燃料設備</p> <p>4.3 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>(5) 制御棒貯蔵ラック</p> <p>5 放射線管理設備</p> <p>5.1 放射線管理用計測装置</p> <p>(3) 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>6 廃棄設備</p> <p>6.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備</p> <p><u>6.2.1 サプレッションプール水貯蔵系</u></p> <p>(4) 容器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプレッションプール水貯蔵タンク (第1,2号機共用)</li> <li>・サプレッションプール水貯蔵タンク (第1号機設備, 第1,2号機共用)</li> </ul> <p>6.3 堰その他の設備</p> <p>6.3.1 その他 (堰)</p> <p>(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰</p> <p>6.4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置</p> <p style="text-align: center;">申-1</p>	<p style="text-align: center;">届出範囲</p> <p>今回の届出範囲は、女川原子力発電所第2号機の次の部分であります。</p> <p>(一) 原子力設備</p> <p>2 原子炉冷却系統設備</p> <p>2.5 残留熱除去設備</p> <p>2.5.1 残留熱除去系</p> <p>(4) 主要弁</p> <p>2.7 原子炉冷却材補給設備</p> <p>2.7.2 補給水系</p> <p>(5) 主配管</p> <p>3 計測制御系統設備</p> <p>3.8 制御用空気設備</p> <p>3.8.1 高圧窒素ガス供給系</p> <p>(4) 主配管</p> <p>4 燃料設備</p> <p>4.3 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>(5) 制御棒貯蔵ラック</p> <p>5 放射線管理設備</p> <p>5.1 放射線管理用計測装置</p> <p>(3) 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>6 廃棄設備</p> <p>6.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備</p> <p><u>6.2.2 液体廃棄物処理系</u></p> <p><u>6.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系</u></p> <p>(4) 容器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプレッションプール水貯蔵タンク (第1,2号機共用)</li> <li>・サプレッションプール水貯蔵タンク (第1号機設備, 第1,2号機共用)</li> </ul> <p>6.3 堰その他の設備</p> <p>6.3.1 その他 (堰)</p> <p>(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰</p> <p>6.4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置</p> <p style="text-align: center;">申-1</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化</p>

女川原子力発電所第2号機 工事計画届出書の一部補正 補正前後比較表

【IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類】

変更前	変更後	備考
<p>IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類</p> <p>当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。</p> <p>女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書番号 東北電原設第9号（平成25年12月27日）</p> <p>以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号 東北電原設第1号（令和2年5月29日） 東北電原設第3号（令和2年9月30日） 東北電原設第5号（令和2年11月30日） 東北電原設第6号（令和3年2月19日） 東北電原設第7号（令和3年3月31日） 東北電原設第5号（令和3年11月24日）</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>IV 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類</p> <p>当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。</p> <p>女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画認可申請書番号 東北電原設第9号（平成25年12月27日）</p> <p>以下、設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号 東北電原設第1号（令和2年5月29日） 東北電原設第3号（令和2年9月30日） 東北電原設第5号（令和2年11月30日） 東北電原設第6号（令和3年2月19日） 東北電原設第7号（令和3年3月31日） 東北電原設第5号（令和3年11月24日） <u>東北電原設第9号（令和3年12月10日）</u></p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>令和3年12月10日に一部補正した女川原子力発電所第2号機設計及び工事計画認可申請書の発信年月日及び発信番号の反映</p>

電 原 設 第 9 号

電 原 設 第 9 号



#### 4. 補正内容を反映した書類

## 届出範囲

今回の届出範囲は、女川原子力発電所第2号機の次の部分であります。

### (一) 原子力設備

#### 2 原子炉冷却系統設備

##### 2.5 残留熱除去設備

###### 2.5.1 残留熱除去系

###### (4) 主要弁

#### 2.7 原子炉冷却材補給設備

##### 2.7.2 補給水系

###### (5) 主配管

#### 3 計測制御系統設備

##### 3.8 制御用空気設備

###### 3.8.1 高圧窒素ガス供給系

###### (4) 主配管

#### 4 燃料設備

##### 4.3 使用済燃料貯蔵設備

###### (5) 制御棒貯蔵ラック

#### 5 放射線管理設備

##### 5.1 放射線管理用計測装置

###### (3) 固定式周辺モニタリング設備

#### 6 廃棄設備

##### 6.2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

###### 6.2.2 液体廃棄物処理系

###### 6.2.2.4 サプレッションプール水貯蔵系

###### (4) 容器

・サプレッションプール水貯蔵タンク（第1,2号機共用）

・サプレッションプール水貯蔵タンク（第1号機設備、第1,2号機共用）

##### 6.3 堰その他の設備

###### 6.3.1 その他（堰）

(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰

##### 6.4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置

IV 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類

当該事業用電気工作物に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第1項の認可の申請をした年月日は以下の通り。

女川原子力発電所第2号機

設計及び工事計画認可申請書番号

東北電原設第9号（平成25年12月27日）

以下，設計及び工事計画認可申請書の一部補正を行った書類番号

東北電原設第1号（令和2年5月29日）

東北電原設第3号（令和2年9月30日）

東北電原設第5号（令和2年11月30日）

東北電原設第6号（令和3年2月19日）

東北電原設第7号（令和3年3月31日）

東北電原設第5号（令和3年11月24日）

東北電原設第9号（令和3年12月10日）